

事務連絡
令和3年8月23日

建設業関係団体の長 様
関係測量・設計業団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域
の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務
の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月
12日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の徹底をお願い
しているところです。

このたび、令和3年8月17日に政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特
別措置法に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域について、同年8月20日から同年9
月12日まで、新たに京都府が追加されることが決定されました。

つきましては、別紙のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知（令
和3年8月18日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお
願いします。

なお、同ガイドラインについては下記ホームページに掲載しております。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホ
ームページに掲載しております。

(<http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html>)

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5227

別紙

事務連絡
令和3年8月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月2日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を新たに追加した1道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県

において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく申し上げます。

事務連絡
令和3年8月18日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月2日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお願いします。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけを行う」こととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、緊急事態措置区域においては、8月末までと同水準の支援を9月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜しくお願いします。

また、緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年8月18日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月8日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を追加した1道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2、3のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事

従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。